

Ⅲ 生涯学習社会と学校教育

急激に変化する社会の中で、学校教育には、児童生徒が社会の変化に対応し、これからの時代を生き抜いていく上で必要な資質や能力、自ら生涯にわたって学び続ける態度を育成することが求められている。また、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

これらの資質・能力を育成するためには、学校が家庭・地域と連携・協働し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、それぞれの持つ教育機能を高め合うことにより、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」づくりの推進を図ることが重要である。

1 社会教育と生涯学習

社会教育とは 社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と定義されている。

地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、教養の向上、健康の増進等を図るもので、人と人との絆を強くする役割を果たしている。

生涯学習とは 学校教育を含む、人々が生涯に行うあらゆる学習であり、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。

令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点の重要性が示された。

ウェルビーイングとは 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念である。個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。

児童生徒のウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェ

ルビーイングが重要であり、また、児童生徒一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。

社会教育施設とは

子供から高齢者まで、全ての住民に学習や研修、スポーツや趣味の機会を提供することができる生涯学習のための施設であり、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設（自然の家等）、女性教育施設（婦人会館等）、体育施設、文化会館、生涯学習センター等が挙げられる。

とりわけ公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティ形成の場として重要な役割を担っている。また、図書館や博物館は、「地域の知の拠点」として、住民の多様な学習活動を支える専門的な知識や技能を有している。学校教育活動の充実に向けては、各種の社会教育施設の教育力を有効に活用していくことが重要である。

社会教育関係団体とは

社会教育法第10条において「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体が社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と定義されている。具体的には、婦人会、老人会、青年団、PTA、子ども会、文化芸術団体、ボランティア団体、各種のスポーツ団体等が挙げられ、それぞれの社会教育関係団体は、各地域において独自の活動を展開している。学校は、PTAをはじめとした地域の多様な社会教育関係団体との連携を深め、有効な教育資源として活用していくことが、教育活動の充実と「開かれた学校づくり」につながる。

生涯学習と学校教育

生涯学習が学校教育の基盤の上に展開されるものであることから、学校教育は、児童生徒に生涯学習の基礎を培う場として、生涯にわたる学習を行うために必要な基本的能力と自ら学ぶ意欲・態度を育てる点で重要な役割を担っている。

また、学校は学校教育施設であると同時に、地域住民の生涯にわたる学習拠点としての側面も有している。初等中等教育機関には、地域住民の身近な教育・文化・スポーツ活動の拠点としての学校施設の開放や学校の教育資源を生涯学習の振興に生かすことが求められている。また、高等教育機関には、地域住民を対象とした開放講座（例 みやぎ県民大学学校開放講座）の実施や社会人の受入れを促進するリカレント教育・キャリア教育など、多様な学習機会の提供が期待されている。

2 学校と地域の連携・協働

学校と地域の連携・協働

令和5年に策定された国の「第4期教育振興基本計画」では、教育政策の推進に当たり、目標9に「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」を示している。学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取組を行うものである。具体的には、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進や、学校と地域をつなぐ人材としての地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進等を図り、学校を核とした地域づくりを進めることが求められている。

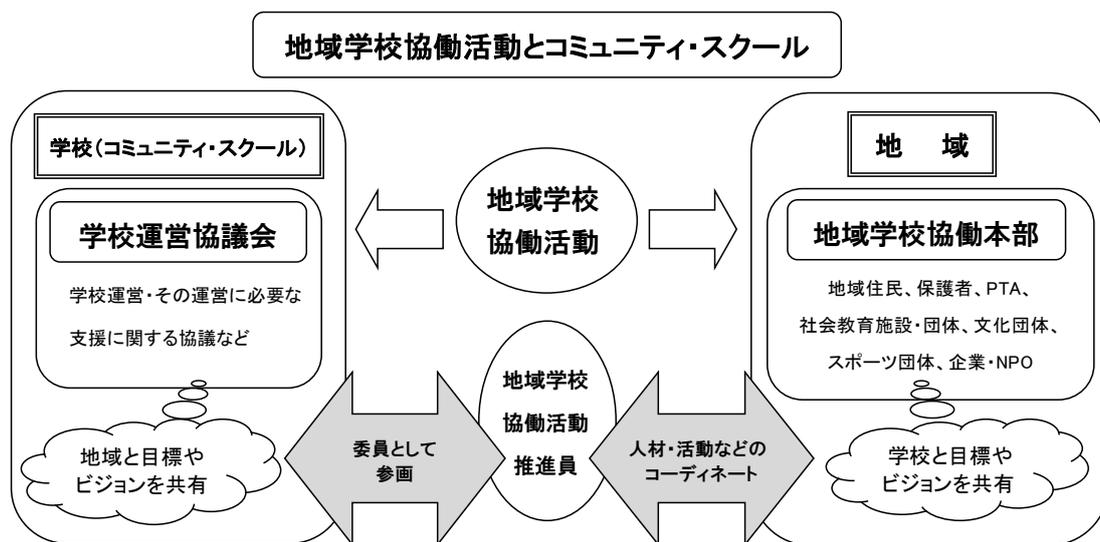
みやぎの協働教育

県においては、平成17年度から「みやぎの協働教育」に取り組み、平成23年度からは、家庭・地域・学校が相互に連携・協働し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる体制の整備を図ることを目的に、「協働教育推進総合事業」を展開してきた。県の取組の重点である「学ぶ土台づくり」「志教育」の推進においても、家庭・

地域・学校の協働体制の構築は欠かせないものである。令和6年3月に改訂された「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」では、国の動向を踏まえ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」の体制整備、「地域とともにある学校」（CS：コミュニティ・スクール）の導入・充実を推進し、「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」の具現化を重点的取組として掲げている。

【協働教育推進総合事業の主な事業】

- 地域学校協働活動推進事業…各市町村において、「学校支援活動」「家庭教育支援活動」「地域活動」「放課後子供教室・地域未来塾」の四つの活動を柱として、家庭・地域・学校をつなぐ仕組みをつくり、協働による教育活動を通じて、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子供を育てる環境の整備を図ることを目的とする事業である。
- 教育応援団事業…子供の教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、登録者の支援内容等についてウェブサイトや研修会を通じて、学校・PTA・子ども会育成会・放課後子供教室・児童クラブ等に情報を提供し、子供の学習・体験活動の充実を図ることを目的とする事業である。



PTAの目的と活動

PTAの目的と活動については、昭和42年の社会教育審議会報告において、「児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習、その他必要な活動を行う」と述べられている。

PTA※は、「子供たちの健全育成」という保護者と教職員の共通の目標に向かって組織的な活動を行う社会教育関係団体であり、保護者同士の人間関係の構築、そして学校と地域との連携の要としての役割も果たしている。

教職員は、PTAの役割と活動を理解し、自らもPTA会員の一人として、可能な範囲で活動に参画することで、パートナーシップを構築していく。

※任意団体（任意加入）である点に留意されたい。

3 家庭教育支援と青少年の体験活動の充実

家庭教育支援

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供が安心できる家庭環境づくりが大切である。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要である。

県では「子育てサポーター」「子育てサポーターリーダー」を養成するとともに、各市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促す等、地域での学びの場の提供や身近な相談等の家庭教育支援に取り組んでいる。また、宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』を作成して、各種健康診断時や一日入学等の場での活用を図るとともに、親となるであろう中・高校生を対象にした「親になる準備のための学習プログラム」が各学校の教育課程に位置付けられて実施されるよう普及・啓発を図っている。

青少年の体験活動の充実

体験活動の意義と効果については、自然体験活動等の多様な体験活動が豊かな子供は、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなるとともに、現実社会や生活などへの興味・関心、意欲が高い傾向があることが明らかになっている。また、平成25年の中央教育審議会より答申された「今後の青少年活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで、人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されている。学校においても、体験活動の重要性を保護者に啓発するとともに、地域の教育力を生かした体験活動を教育課程に位置付け、活動内容の充実を図ることが求められている。

子供たちの地域活動への参画

東日本大震災後の被災地における中・高校生のボランティア活動は、子供たちも地域社会の一員として十分な役割を果たし、コミュニティづくりの新しい担い手であることを示した。今後は、単に体験活動に子供たちを参加させるだけでなく、地域の多様な人と関わりながら、地域課題の解決に向けた活動に参画する機会を拡充していくことが重要である。県では、地域活動をテーマとした「MIYAGIユースプロジェクト」を実施し、次代を担う高校生を対象に、地域社会参画に向けた探究的かつ実践的な学びを推進している。学校では「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、教室での学びを地域課題の解決や地域活動につなげていくことや、地域連携担当が学校と地域を結ぶコーディネーターとしての役割を果たすこと、そして、実際に地域活動に参画し活躍している児童生徒について、適切に評価することが求められる。